株主各位

東京都中央区京橋一丁目5番8号

メルシャン株式会社 取締役社長 植 木 宏

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

って、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご 通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年11月4日までに到着するよう、折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日** 時 平成22年11月5日(金曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番1号 ニューピア竹芝ノースタワー1F ニューピアホール

※開催場所が、本年3月の第93回定時株主総会と異なりますので、 当日ご出席の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。

3. 会議の目的事項 決 議 事 項 議 案

当社とキリンホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件 以 上

[◎]当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

[◎]株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.mercian.co.jp/) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案 当社とキリンホールディングス株式会社との株式交換契約承認の件

当社とキリンホールディングス株式会社(以下「キリンホールディングス」といいます。)は、平成22年8月27日開催の両社の取締役会において、キリンホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約の締結について、ご承認いただきたく存じます。

なお、本株式交換の効力発生日は、平成22年12月1日を予定しております。また、会社法第796条第3項の規定に従い、キリンホールディングスは株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う予定です。

本議案の承認をいただきますと、本株式交換の効力発生日である平成22年12月1日をもってキリンホールディングスは当社の完全親会社となります。また、当社は、キリンホールディングスの完全子会社となり、平成22年11月26日に上場廃止(最終売買日は平成22年11月25日)となる予定です。

1. 株式交換を行う理由

当社とキリンホールディングスは、平成18年に戦略的業務提携契約を締結して以来、キリングループ長期経営構想「キリン・グループ・ビジョン2015」(略称: KV2015)の実現に向けて、綜合飲料グループ戦略を推進すべく、キリングループのマーチャンダイジング機能を活用した販売力強化、生産・物流拠点の有効活用及び積極的な人材の交流などにより経営資源の効率化と収益性の向上を図り、一定の成果をあげてきました。

しかし、当社においては、平成22年5月に水産飼料事業部における不適切な取引が判明し、当社が平成22年8月12日に公表いたしましたとおり、当社において過年度決算を修正する事態となりました。今回の事態を受けて、当社の経営基盤及びコーポレート・ガバナンスの強化が急務と判断し、当社はキリンホールディングスの完全子会社となることといたしました。

キリンホールディングスによる完全子会社化を通じて、今後、当社は、安定した収益・事業基盤を早期に構築し、お客様へ一層高品質な製品・サービスの提供を行うとともに、ワイン・酒類事業を中心に、迅速な意思決定と実行力による経営の効率化及び外的環境変化への対応力強化を図り、持続的な成長と発展を追求してまいります。また、国内酒類事業のグループ連携をより強化することでシナジーの創出と競争力の向上を図り、KV2015に掲げる「食と健康」領域での飛躍的成長を実現して、当社及びキリングループのさらなる企業価値向上に取り組んでまいります。

2 株式交換契約の内容の概要

当社及びキリンホールディングスが平成22年8月27日に締結した本株式交換契約の 内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書(写)

キリンホールディングス株式会社(住所:東京都中央区新川二丁目10番1号、以下「甲」という。)とメルシャン株式会社(住所:東京都中央区京橋一丁目5番8号、以下「乙」という。)とは、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、甲以外の者が保有する乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条(株式交換に際して交付する株式の数及びその割当て)

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時の乙の株主 (第6条に定める乙の自己株式の消却の実施後の株主であって、かつ甲を除く者をいう。)に対し、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の合計数に0.14を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時の乙の各株主(第6条に定める乙の自己株式の消却の実施後の株主であって、かつ甲を除く者をいう。)に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.14株の割合をもって割り当てる。なお、割り当てる甲の普通株式の数に、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定により処理する。

第3条(甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

(1)資本金の額

金0円

(2)資本準備金の額

法令の規定により増加しなければならない最低額

(3)利益準備金の額

金0円

第4条(効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成22年12月1日とする。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合は、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを変更することができる。

第5条(株式交換契約承認株主総会)

- 1 乙は、効力発生日(変更後のものを含む。)の前日までのいずれかの日を開催日として、臨時株主総会を招集し、本契約及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求めるものとする。
- 2 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約につき同法第795条第1項に 定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社 法第796条第4項及び会社法施行規則第197条に定める数以上の株式を有する株主によ る反対の通知がなされた場合は、甲乙協議し合意のうえ、その対応を決定するものと する。

第6条(自己株式の消却)

乙は、効力発生日における、第2条に定める甲の普通株式の割当て及び交付がなされる前の時点(本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取りの請求があった場合には、この買取りの効力発生後であって、かつ、第2条に定める甲の普通株式の割当て及び交付がなされる前の時点をいう。以下「基準時」という。)において保有する自己株式を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会の決議により、基準時において消却するものとする。

第7条(会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日にいたるまでの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行う。

第8条(本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結日後効力発生日にいたるまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意のうえ、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除して本株式交換を中止することができる。

第9条(本契約の効力)

本契約は、第5条第1項に定める乙の臨時株主総会の承認が得られなかった場合、第5条第2項ただし書に定める場合における甲の会社法第795条第1項の規定による株主総会の承認が得られなかったとき、若しくは本株式交換の効力発生のために事前に必要な法令に定める関係官庁の承認を受けることができなかったとき、又は前条の規定に従い本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第10条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議し合意のうえ、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年8月27日

- 甲 東京都中央区新川二丁目10番1号 キリンホールディングス株式会社 代表取締役社長 三字 占二
- 五 東京都中央区京橋一丁目5番8号メルシャン株式会社代表取締役社長 植木 宏

3. 会社法施行規則第184条に定める内容の概要

- (1) 交換対価の相当性に関する事項
 - ① 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

本株式交換の株式交換比率(以下「本株式交換比率」といいます。)については、 その公正性・妥当性を確保するため、各社がそれぞれ別個に独立した第三者簋定機 **閏に本株式交換比率の箟定を依頼することとし、キリンホールディングスは三菱** IF「モルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱IF「モルガン・スタンレー」と いいます。)を、当社はフロンティア・マネジメント株式会社(以下「フロンティ ア・マネジメント」といいます。) を、それぞれの第三者箟定機関として選定しま した。三菱UFJモルガン・スタンレーは、キリンホールディングス普诵株式につい ては、キリンホールディングスが株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引 所」といいます。) 株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいま す。) 株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。) 証券会員法人札幌証券取引所(以下「札幌証券取引所」といいます。) 及び証券会 員法人福岡証券取引所(以下「福岡証券取引所」といいます。) に上場しており、 時価総額が大きく取引市場での流動性も高いことから、市場株価分析により十分に 適正な結果が得られると判断されたため、主として市場株価分析(平成22年8月23 日を算定基準日として、算定基準日、算定基準日以前の1ヶ月及び3ヶ月の株価終 値平均)を採用して分析を行いました。当社普通株式については、当社が東京証券 取引所及び大阪証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価 分析(平成22年8月23日を算定基準日として、算定基準日以前の1ヶ月及び3ヶ月 の株価終値平均、並びに平成22年8月12日に公表された当社の「当社水産飼料事業 部における不適切な取引に関する社内調査報告及び第三者委員会の中間報告につい て」及び「第2四半期連結業績予想との差異並びに通期連結業績予想及び配当予想 の修正について」による影響を加味するため、当該公表日の翌営業日から箟定基準 日までの株価終値平均)を、また比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業 比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて 将来の事業活動の状況を評価に反映させるため、ディスカウンテッド・キャッシ ュ・フロー分析(以下「DCF分析」といいます。)による算定を行っております。 三菱UFIモルガン・スタンレーによる各社の本株式交換比率の算定結果の概要は、 以下のとおりです(キリンホールディングス普通株式の1株あたり株式価値を1と した場合の各算定手法による評価レンジを記載しております。)。

採用手法	本株式交換比率の算定レンジ
市場株価分析	0. 123 ~ 0. 156
類似企業比較分析	0.086 ~ 0.143
DCF分析	0.137 ~ 0.168

三菱UFJモルガン・スタンレーは、上記本株式交換比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とそれらの関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、当社の財務予測に関する情報については当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレーの算定は、平成22年8月23日までの上記情報等を反映したものであります。

フロンティア・マネジメントは、キリンホールディングス及び当社の普通株式について、市場株価平均法、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用して算定を行いました。市場株価平均法では、平成22年8月25日を算定基準日として、当社による「平成22年12月期第2四半期短信〔日本基準〕(連結)」及び「当社水産飼料事業部における不適切な取引に関する社内調査報告及び第三者委員会の中間報告について」の公表日の翌営業日である平成22年8月13日から算定基準日までの期間、平成22年7月26日から算定基準日までの1ヶ月間、並びに当社による「当社水産飼料事業部における不適切な取引について(第二報)」の公表日の翌営業日である平成22年6月14日から算定基準日までの期間の終値平均株価に基づき算定いたしました。各算定手法による当社の普通株式1株に対するキリンホールディングスの普通株式の割当株式数の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	本株式交換比率の算定レンジ				
市場株価平均法	0.127 ~ 0.134				
DCF法	0.134 ~ 0.150				

なお、フロンティア・マネジメントは、本株式交換比率算定にあたり検討した公開情報及び両社から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また両社とその関係会社の資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、両社から提供を受けた財務予測その他将来に関する情報については、両社の経営陣により現在可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に従い両社の財務状況が推移することを前提としており、独自の調査をすることなくこれらの予測及びこれに関連する資料に依拠しております。

キリンホールディングス及び当社は、上記第三者算定機関から提出を受けた本株式交換比率の分析結果を参考に、かつ、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、交渉・協議を重ねた結果、それぞれ、上記2.の本株式交換契約第2条に定める本株式交換比率が両社株主の利益に資するものであると判断し、平成22年8月27日に開催された各社の取締役会において承認を受け、本株式交換における本株式交換比率を決議いたしました。

- ② キリンホールディングスの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項 本株式交換により増加するキリンホールディングスの資本金及び準備金の額は、 それぞれ次のとおりです。
 - (i) 資本金 金0円
 - (ii) 資本準備金の額 法令の規定により増加しなければならない最低額
 - (iii) 利益準備金の額 金0円

上記の資本金及び準備金の額は、キリンホールディングスの資本政策に鑑み、相当であると考えております。

③ 交換対価としてキリンホールディングス普通株式を選択した理由

キリンホールディングス株式は金融商品取引所に上場されており、本株式交換後 も引き続き流動性が認められること、当社株主がキリンホールディングス普通株式 を受け取る場合、本株式交換による当社の完全子会社化に伴う統合効果によって得 られる利益を享受することが可能であること等を考慮して、キリンホールディング ス普通株式を交換対価として選択しました。

④ 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

(i) 公正性を担保するための措置

キリンホールディングスは、既に当社の発行済株式総数の50.12%を所有していることから、本株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、キリンホールディングス及び当社がそれぞれ個別に両社から独立した第三者算定機関に本株式交換比率の算定を依頼しました。

キリンホールディングスは、第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレーに本株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として当社との間で交渉・協議を行い、上記2.の本株式交換契約に定める本株式交換比率により本株式交換を行うことを、平成22年8月27日開催の取締役会で決議しました。なお、三菱UFJモルガン・スタンレーが提出した本株式交換比率の算定結果は、本株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

当社は、第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントに本株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてキリンホールディングスとの間で交渉・協議を行い、上記2.の本株式交換契約に定める本株式交換比率により本株式交換を行うことを、平成22年8月27日開催の取締役会で決議しました。なお、当社は、平成22年8月26日付でフロンティア・マネジメントから、上記2.の本株式交換契約に定める本株式交換比率が、当社の普通株主(キリンホールディングスを除く。)にとって、財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しています。

なお、当社は、法務アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選任 し、同事務所より本株式交換の手続き及び意思決定の方法・過程等について助 言を受けました。

(ii) 利益相反を回避するための措置

当社の取締役のうち、植木宏氏はキリンホールディングスの完全子会社である麒麟麦酒株式会社の取締役を、松沢幸一氏は麒麟麦酒株式会社の代表取締役及び同じくキリンホールディングスの完全子会社であるキリンビバレッジ株式会社の取締役を兼任しているため、利益相反回避の観点から本株式交換の審議及び決議に参加しておらず、当社の立場でキリンホールディングスとの本株式交換についての協議及び交渉にも参加しておりません。また、当社の監査役のうち、大島仁志氏はキリンホールディングス及び麒麟麦酒株式会社の監査役を、百武直樹氏はキリンホールディングスの従業員を兼任しているため、同様に利

益相反回避の観点から、当社の取締役会における本株式交換の審議に参加しておらず、当社の立場でキリンホールディングスとの本株式交換についての協議及び交渉にも参加しておらず、かつ、本株式交換につき何らの意見表明もしておりません。

キリンホールディングスの取締役会においては、当社の役職員を兼務する取締役がいないため、特段の措置を講じておりません。

- (2) 交換対価について参考となるべき事項
 - ① 完全親会社となるキリンホールディングスの定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、キリンホールディングス株式会社と称し、英文ではKirin Holdings Company, Limitedと表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の各号の事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。
 - (1) ビールその他の酒類の製造販売
 - (2) 清涼飲料その他の飲料の製造販売
 - (3)食料品の製造販売
 - (4)化学製品の製造販売
 - (5) 医薬品及び医療用機械器具の製造販売及び輸出入
 - (6)肥料及び飼料の製造販売
 - (7)不動産の売買、貸借及び管理運営
 - (8) 倉庫業
 - (9)スポーツ施設の経営
 - (10)飲食店及び宿泊施設の経営
 - (11)酒類、各種飲料等の製造用設備・その関連機器の設計、製作、設置工事、運営管理、それらの技術指導及び販売
 - (12) 種苗及び花き、蔬菜、果実等農産物の生産販売
 - (13)金融業
 - (14)貨物自動車運送業
 - (15)前各号に附帯又は関連する事業
- 2. 当会社は、前項各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。 (本店所在地)
- 第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は17億3,202万6,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は1,000株とする。

(単元未満株式の買増し)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式 数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(単元未満株式についての権利)

- 第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次の 各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4)前条に定める請求をする権利

(株式取扱規程)

第10条 株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の手続きに ついては、法令又は定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

- 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

- 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他株式及び新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。 (基準日)
- 第12条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、 定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
 - 2. 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、予め公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は質権者とすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集及び招集地)

- 第13条 定時株主総会は、毎年3月に招集する。
 - 2. 臨時株主総会は、必要があるとき随時招集する。
 - 3. 株主総会は、東京都区内において招集する。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。取締役社長に欠員又はさしつかえがあるときは、予め取締役会の決議により定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び 連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに 従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供した ものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行 使することができる。
 - 2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主 の議決権の過半数をもって行う。
 - 2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果その他法令に定める事項を議事録に 記載し、これを会社に保存する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当会社は、取締役会を置く。

(員数)

第20条 当会社の取締役は12名以内とする。

(選任方法)

- 第21条 取締役は、株主総会において選任する。
 - 2. 前項の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時をもって満了する。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下報酬等という。)は、株主総会の決議を経なければならない。

(取締役会の権限)

第24条 取締役会は取締役をもって組織し、会社の業務執行を決するとともに取締役の職務の執行を監督する。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第25条 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、 専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。
 - 2. 取締役社長は会社を代表する。
 - 3. 前項のほか、取締役会はその決議によって会社を代表すべき取締役を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときは、これを短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過 半数をもって行う。
 - 2. 取締役会の決議の目的事項に係る提案について、取締役(当該事項について議決 に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意した ときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監 査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第29条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(員数)

第30条 当会社の監査役は5名以内とする。

(選任方法)

- 第31条 監査役は、株主総会において選任する。
 - 2. 前項の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時をもって満了する。但し、任期の満了前に退任した監査役 の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時まで とする。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議を経なければならない。

(監査役会の権限)

第34条 監査役会は監査役をもって組織し、法令に定める権限を有するほか、その決議に よって、監査役の職務の執行に関する事項を定めることができる。但し、監査役の 権限の行使を妨げることはできない。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊 急のときは、これを短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

(監査役の責任免除)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第39条 当会社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

- 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。
 - 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、 当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 簋

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第43条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又 は記録された株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。
 - 2. 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

- 第44条 剰余金の配当金(中間配当金を含む。以下同じ。)については、支払開始の日から5年を経過したときは、会社はその支払の義務を免れる。
 - 2. 剰余金の配当金には利息をつけない。

② 交換対価の換価の方法に関する事項

(i) 交換対価を取引する市場

交換対価であるキリンホールディングスの普通株式は、東京証券取引所市場第一部、大阪証券取引所市場第一部、名古屋証券取引所市場第一部、札幌証券取引所及び福岡証券取引所にて取引されております。

(ii) 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

全国の各金融商品取引業者(証券会社)にて取引の媒介、取次ぎ等を行って おります。

(iii) 交換対価の譲渡その他の処分の制限の内容 該当事項はありません。

③ 交換対価の市場価格に関する事項

キリンホールディングスの普通株式の東京証券取引所における過去6ヶ月間の株価推移は以下のとおりです。

	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高株価(円)	1, 424	1, 347	1, 246	1, 176	1, 215	1, 214
最低株価(円)	1, 317	1, 188	1, 116	1,090	1, 145	1, 145

④ 完全親会社となるキリンホールディングスの貸借対照表 キリンホールディングスは有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略 いたします。

(3)株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項 該当事項はありません。

(4) キリンホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容

事 業 報 告

(平成21年1月1日から) 平成21年12月31日まで)

1 キリングループの現況に関する事項

(1) キリングループの事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、景気の下げ止まりの動きが見られるものの、引き続き深刻な状況にあります。わが国経済においても、各種経済対策により景気は緩やかに持ち直す一方、雇用等は厳しい環境が続いています。

このような状況の中、キリングループは2007年から2009年の3年間を長期経営構想「キリン・グループ・ビジョン2015(略称:KV2015)」のステージIと位置付け、その最終年度に当たる当連結会計年度は、飛躍的成長に向けた事業基盤の拡大を図り、さらに、より一層の収益性向上に向け「質的拡大」への取り組みをスタートしました。その一環として、グループ横断でのシナジー創出に向けた取り組みも開始しており、酒類と飲料のバリューチェーンを融合し新たな価値を生み出す綜合飲料グループ戦略を推進しました。

飛躍的な成長の土台となる国内事業においては、より磐石な事業基盤の強化に努め、 酒類事業では麒麟麦酒株式会社が、厳しい消費環境の中でもお客様のニーズを確実に 捉え、年間を通してお客様からの高い支持を獲得しました。

海外においては、特にアジア・オセアニアを中心に、有力なパートナーとの関係を 強化し、綜合飲料グループ戦略の推進を図りました。

フィリピンでは、圧倒的なシェアを誇るサンミゲルビール社の株式を5月に取得し、新たに関連会社としました。また、12月には、サンミゲルビール社が、サンミゲル社の保有する海外ビール事業会社サンミゲルビール インターナショナル社の全株式購入契約を締結しました。これらにより、キリングループが今後のアジア戦略を進める上で、有力な事業拠点を獲得しました。

オセアニアでは、豪州での綜合飲料グループ戦略をさらに推進すべく、10月にライオンネイサン社を完全子会社化しました。さらに、ライオンネイサン社及びナショナルフーズ社を、当社の100%子会社であるキリンホールディングスオーストラリア社の下に一元化し、同時に10月21日付でキリンホールディングスオーストラリア社を「ライオンネイサン ナショナルフーズ社」に社名変更しました。今後は同社のマネジメント力を生かし、ライオンネイサン社、ナショナルフーズ社、それぞれの自律成長に加え、両社間のシナジー創出を目指します。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、協和発酵キリン株式会社の連結に加え、主に豪州飲料・食品事業が好調でしたが、為替の影響等により微減となりました。営業利益は、主に国内、海外酒類事業が好調でしたが、為替の影響等により減少しました。経常利益は為替差益が発生したことから大幅に増加しました。当期純利益は、2008年第2四半期に発生した持分変動利益の影響等により減少しました。

連結売上高 2 兆2,784億円 (前期比 1.1%減)

連結営業利益 1,284億円(前期比12.0%減)

連結経常利益 1,446億円(前期比40.3%増)

連結当期純利益 491億円(前期比38.7%減)

(洒類事業部門)

国内酒類事業では、麒麟麦酒株式会社が商品戦略上の3つの戦略課題である「定番商品強化」「健康志向への対応強化」「総需要拡大」に積極的に取り組んだ結果、年間を通してお客様からの高い支持を獲得しました。

ビール市場では、2009年3月にリニューアルした「キリン一番搾り生ビール」の販売が好調に推移しました。発泡酒市場では「淡麗」シリーズが、従来の家庭での飲用に加え、飲食店においての支持も広げました。消費者の生活防衛意識の高まりも追い風となり、著しく成長する新ジャンル市場では、メガブランドの「キリン のどごし〈生〉」が、発売以来、過去最高の年間販売数量を達成しました。また、同市場では好調な定番商品に加え、「キリン コクの時間」、「キリン ホップの真実」等の新商品投入により、総需要の拡大を図りました。

さらに、飲酒運転根絶という社会的要請の高まりに応える商品として、4月に発売したノンアルコール・ビールテイスト飲料の「キリン フリー」は、予想を大きく上回る販売を達成し、2009年を代表する大ヒット商品となり、"アルコール0.00%"という新しい価値の市場を形成しつつあります。

近年伸張しているRTD※市場では、定番の「氷結」シリーズの充実に加え、新たに「キリンコーラショック」を発売し、市場の活性化と総需要の拡大を図りました。 焼酎事業では「白水」シリーズを中心に販売強化に努めました。また、洋酒事業では、英国ディアジオ社との提携をスタートし、世界有数の洋酒ブランドを商品ラインアップに加え、総合酒類化を進めました。

※ RTD: Ready to Drinkの略。栓を開けてそのまま飲める低アルコール飲料。

また、10月26日に発表した「2010-2012年キリングループ中期経営計画」で掲げる リーン経営に向けた企業構造改革の一環として、栃木工場(栃木県塩谷郡高根沢町)、 北陸工場(石川県白山市)の2工場再編成により、生産能力の適正化を図ることを決定しました。両工場は、2010年最盛期後を目処に生産を終了し、栃木工場のRTD製造機能など移転が必要となる機能は、他工場への集約を検討しています。

メルシャン株式会社は、ワイン事業分野でストロングNo. 1を目指し、メルシャンブランド強化に努めると同時に、麒麟麦酒株式会社、キリンマーチャンダイジング株式会社との連携を深め、価値提案型の営業活動を進めました。販売面では、消費者の生活防衛意識の高まりから、主に業務用市場向けの中高級価格帯商品が影響を受けたものの、内食化傾向に伴い家庭用市場向けの手頃なデイリーワインの販売は順調に推移しました。また、ワイン事業を中心にコスト削減にも努め、収益改善を図りました。

海外酒類事業では、アジア・オセアニアでの事業基盤強化に向けた活動を継続しました。オセアニアでは、ライオンネイサン社が、主軸の豪州ビール事業におけるプレミアムビールへの商品構成シフトや連結子会社のジェイ・ボーグ・アンド・サン社の貢献により好調な状況を維持しましたが、為替の影響を受けました。中国では、長江デルタ・珠江デルタ・東北三省を中心に販売活動に努め、既存事業の基盤強化・安定化を目指しましたが、主に沿岸地域での景気悪化に加え、競争激化の影響を受けました。

酒類事業部門連結売上高 酒類事業部門連結党業利益 1兆 976億円(前期比 7.1%減)

1,028億円(前期比 6.5%減)

(飲料・食品事業部門)

国内飲料・食品事業では、キリンビバレッジ株式会社が、主力ブランドである「キリン 午後の紅茶」、「キリン ファイア」を中心にブランド価値向上を図るとともに、粘り強くコスト削減などの収益構造改革に取り組みました。8月に発売10周年を迎えた「キリン ファイア」ブランドでは、主力の「キリン ファイア 挽きたて微糖」に加え、新商品「キリン ファイア 火の恵み」を発売するなど、ブランドラインアップを強化しました。一方、「キリン 午後の紅茶」では、チルドタイプの「キリン 午後の紅茶 微糖ストレートティー」をリニューアルするなど、紅茶飲料No. 1ブランドとして新たな価値を提案し、お客様からの支持拡大に努めました。一方、水・緑茶カテゴリーでは、景気悪化による消費者の生活防衛意識の高まりの影響を強く受けました。

主に調味料事業を展開するキリンフードテック株式会社と協和発酵フーズ株式会 社の統合により、4月1日に発足したキリン協和フーズ株式会社では、両社の強み である発酵関連技術を基盤に、おいしさや健康を訴求した食品素材の提案・提供を 進めました。

海外飲料・食品事業では、キリンビバレッジ株式会社が、タイ、ベトナムにおいて、それぞれの市場のニーズを捉えた新商品を発売し、更なる事業展開を進めました。また、「キリン午後の紅茶」、「キリン ファイア」ブランドを中心に展開する中国では、12月に、上海・華東エリア等、主要大都市への販売を担う上海錦江麒麟飲料食品有限公司に、麒麟(中国)投資有限公司が資本参加することを決定し、一元的に中国における綜合飲料グループ戦略を進める体制にしました。

ナショナルフーズ社では、景気悪化による消費の低迷により、主力商品である牛乳で低価格品へのシフトが見られた一方、2007年後半から急激に高騰した生乳価格が落ち着いた結果、収益改善が進みました。また、2008年11月に全株式を取得したデアリーファーマーズ社との統合作業についても、間接費のコストダウンを中心に順調に進みました。

飲料・食品事業部門連結売上高

7,350億円 (前期比 2.6%増)

飲料,食品事業部門連結営業利益

70億円(前期比10.4%増)

(医薬事業部門)

協和発酵キリン株式会社では、貧血治療剤「ネスプ」及び「エスポー」が、5月に発売した「ネスプ静注用プラシリンジ」の効果もあり好調に推移し、抗アレルギー剤「アレロック」、抗アレルギー点眼剤「パタノール」も花粉の飛散が多かったこともあり堅調な販売を維持しました。また、2008年1月に発売した透析における合併症のひとつである二次性副甲状腺機能亢進症の治療剤「レグパラ」の市場への浸透も順調に進みました。さらに、12月にはゼリア新薬工業株式会社と共同で潰瘍性大腸炎治療剤「アサコール」を発売開始しました。

研究開発においては、国内で「ネスプ」の適応追加を申請中の他、独自の抗体技術を用いたヒト化モノクローナル抗体KW-0761の国内第Ⅱ相臨床試験を開始する等、国内外で新薬候補品の開発を進めました。

医薬事業部門連結売上高

2,067億円(前期比20.5%増)

医薬事業部門連結営業利益

343億円(前期比21.8%増)

(その他の事業部門)

バイオケミカル事業を展開する協和発酵バイオ株式会社は、海外向け医薬・工業 用原料のアミノ酸等の販売が世界的な景気後退や為替の影響を受けました。また、 サプリメント等を扱う国内ヘルスケア事業においては キリングループ内への素材 提供を通じて シナジー効果が発揮され始めました

化学品事業を展開する協和発酵ケミカル株式会社は 世界経済の悪化による需要 の急減や 不安定な製品市況の影響を受けましたが 第4四半期にかけては 中国 等一部地域で持ち直しの動きが見られた他、製品市況にも回復の兆しが見られまし to

アグリバイオ事業では 欧州等の海外事業が暑気の影響から厳しい展開が続く一 方、国内事業でのコストダウンを進めました。

なお、メルシャン株式会社と協和発酵バイオ株式会社が保有する原料アルコール 事業を 新たに設立する合弁会社第一アルコール株式会社へ また メルシャン株 式会社の加工用酒類・発酵調味料事業をキリン協和フーズ株式会社へ統合すること について基本合意しました。これらにより、各事業基盤の更なる強化とグループシ ナジーの創出を実現します。

その他の事業部門連結売上高 2.389億円(前期比 2.2%増) その他の事業部門連結営業利益

38億円(前期比78.9%減)

(2) キリングループが対処すべき課題

キリングループは、キリングループ長期経営構想「キリン・グループ・ビジョン 2015(略称: K V 2015) | 実現に向けた第2ステージである「2010-2012年キリングル ープ中期経営計画」の初年度として、2010年のスタートを切りました。

2010年は、更なる"質的拡大"に向けて、「グループシナジーの創出」、「リーン 経営の実現」を軸に経営に取り組み、収益性・効率性の向上を図るとともに、お客 様のニーズに応える新たな価値を提案し、CSR活動の推進を通じて社会との信頼 関係を構築することで、より一層キリンブランドの価値向上を目指します。

【基本方針】

- 1. 事業会社の成長とシナジー創出によるグループ価値向上
- (1)綜合飲料グループ戦略の推進
- (2)医薬事業の成長加速
- (3)健康・機能性食品事業の展開
- (4) グループシナジー創出による成長
- (5)ムリ・ムダ・ムラを排除するリーン経営の実現
- 2. グループ価値向上のための財務戦略の推進
- 3. 社会と共生する企業グループとしてのCSR実践

■洒類事業部門

・国内酒類事業では、麒麟麦酒株式会社が、ビール・発泡酒・新ジャンル、RTD を中核カテゴリーとして 長期的視点からカテゴリーNo. 1 ブランドを育成すべく、 3つの戦略課題である「定番商品強化」「健康志向への対応強化」「総需要拡大」 に引き続き取り組みます。「定番商品強化」では、「キリン一番搾り生ビール」、 「キリンラガービール」「麒麟淡麗〈牛〉」「キリン のどごし〈牛〉」において 味覚の向上や商品価値の更なる訴求などを通じて、ブランド力の一層の強化を図 ります。「健康志向への対応強化」では、「淡麗グリーンラベル」を中心に、引き続 き健康志向の高まりに合わせた幅広いラインアップを揃えます。「総需要拡大」で は 「キリン フリー」に続くエビデンスマーケティング※の展開によろ新ジャン ル市場の革新的な新商品「キリン 1000(サウザン)」を投入するなど、積極的 た価値提案を行います、将来の成長の源泉であるRTDでは 「氷結」ブランド を中心に、既存の果汁軸商品以外の新基軸も提案していきます。さらに、ディアジ オ社ブランドを含めた洋酒ラインアップの拡大を诵じて、総合酒類提案力の飛躍 的向上を目指します。また、メルシャン株式会社やキリンビバレッジ株式会社等 のグループ会社とあらゆるバリューチェーンでの協働を通じてシナジー創出に努 めるとともに、コスト構造改革を推進し、収益力強化を図ります。

※ 商品を通じて、分かりやすい根拠・裏づけのある価値をお客様に提案していくマーケティング手法。

- ・グループ初の横断プロジェクトである"キリンの健康プロジェクト"を発足し、「おいしさ」「楽しさ」に「健康」の概念を加えた「キリンプラス-アイ」ブランドの下、お客様の身近な健康ニーズに応じた飲料・食品などを提案していきます。その中で麒麟麦酒株式会社は、休肝日を推奨するアルコール0.00%のノンアルコール・ビールテイスト飲料「キリン休む日のAlc.0.00%」を、4月に全国発売します。
- ・メルシャン株式会社では、ワインのリーディングカンパニーとしてストロング No. 1 の実現に向け、引き続きワイン事業に経営資源を集中し、収益性の改善を図 るとともに、麒麟麦酒株式会社やキリンマーチャンダイジング株式会社との協働 をこれまで以上に進め、グループシナジーの創出に努めます。
- ・海外酒類事業では、ライオンネイサン社が引き続き商品価値の向上に努め、プレミアムビールへの商品構成シフトを進めます。
- ・中国においては、現在事業展開している長江デルタ・珠江デルタ・東北三省を中心に、綜合飲料グループ戦略を柱とした独自のビジネスモデルの確立に向けた施策を展開します。

■飲料·食品事業部門

- ・飲料・食品事業部門では、キリンビバレッジ株式会社が強いブランド創りに一層 注力し、競争力の再構築と収益基盤の確立を進めます。競争力の再構築に向けて、 注力すべきブランドへの「選択と集中」を実施し、資源配分の見直しを行うと同 時に、新たなカテゴリーへもチャレンジします。また、「価値営業」の確立やあら ゆるバリューチェーンにおけるコストダウン等、抜本的な構造改革を進め、厳し い環境に耐え得る収益基盤を再構築します。中国では綜合飲料グループ戦略を推 進し、収益改善を図ります。
- ・キリンビバレッジ株式会社、小岩井乳業株式会社、キリン協和フーズ株式会社は、 "キリンの健康プロジェクト"の一環として、グループ横断ブランド「キリンプ ラス-アイ」から、お客様の身近な健康ニーズに応じた商品を4月に発売します。
- ・キリン協和フーズ株式会社では、価値提案型の開発・営業体制を強化し、競争力のある商品の提供を行うことにより収益力の向上を目指します。また、加工用酒類・発酵調味料事業の統合後の経営基盤整備を進めるとともに、グループシナジーの創出を図ります。
- ・海外においては、ナショナルフーズ社が、定番ブランドの強化に加え、新たな成長カテゴリーにも挑戦します。また、デアリーファーマーズ社との統合による更なるシナジーの創出に努めます。

■医薬事業部門

- ・協和発酵キリン株式会社が展開する医薬事業では、薬価改定の実施が見込まれる 中、腎領域をはじめとする主力製品や新製品の販売活動を一層強化すると同時に、 より効率的かつ効果的な営業体制の構築を図ります。
- ・研究開発においては、がん・腎・免疫疾患を重点領域とし、現在、国内外で進めている開発品の臨床試験を計画通りに進めるとともに、積極的にライセンシング活動も展開します。

■その他の事業部門

- ・バイオケミカル事業を展開する協和発酵バイオ株式会社は、医療・ヘルスケア領域で付加価値のあるアミノ酸の拡販に努め、さらに、海外販売体制を整備することで販売を強化します。
- ・化学品事業を展開する協和発酵ケミカル株式会社では、環境対応型の機能性商品 強化により、景気変動に左右されにくい事業構造の構築を目指します。

■CSRの取り組み

キリングループは、CSRを重要な経営課題と捉え、持続可能な社会の実現に向け事業と一体となった取り組みを進めるとともに企業市民としてのCSR活動を推進しています。

事業を通じてのCSR活動としては、「低炭素企業グループの実現」に向けて一層取り組みを強化します。用水削減などの省資源、工場の燃料転換などの省エネルギーを推進し、国内の「製造、物流、オフィス」のCO2排出量を2015年までに35%削減(1990年比)します。さらに、お客様に環境負荷低減を実感いただける商品の開発・提案にも取り組み、海外も含めたグループにおいて、原材料調達から消費・廃棄までの事業活動全体におけるCO2排出量を2050年までに半減(1990年比)します。

また、アルコール0.00%のビールテイスト飲料「キリン フリー」を通じた飲酒運転根絶活動の展開、CSR調達の推進、さらには多様な人材の活躍に向けた取り組みなどの社会的課題の解決にも積極的に取り組みます。グループ内においては、リスクマネジメント推進やコンプライアンスの徹底はもとより、グループ全体の品質・環境のマネジメント体制をさらに強化するための施策も実行していきます。

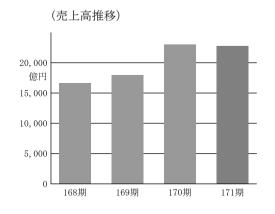
一方、企業市民としてのCSR活動としては、スポーツ支援として、6月開催のワールドカップに向けて、30年以上支援を続けているサッカー日本代表を引き続き支援するとともに、サッカー教室「キリンサッカーフィールド」を全国で開催し、子どもたちにスポーツの楽しさを伝える活動を進めるほか、森林保全活動である水の恵みを守る活動や従業員ボランティア支援などの社会貢献活動を推進していきます。

キリングループは「おいしさを笑顔に」をグループスローガンに掲げ、いつもお客様の近くで様々な「絆」を育み、「食と健康」のよろこびを提案していきます。

株主の皆様におかれましても、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上 げます。

(3) キリングループの財産及び損益の状況

	区	分		第168期 (平成18年1月から (平成18年12月まで)	第169期 (平成19年1月から) (平成19年12月まで)	第170期 (平成20年1月から (平成20年12月まで)	第171期 (平成21年1月から) (平成21年12月まで)
売		上	高	百万円 1,665,946	1, 801, 164	2, 303, 569	2, 278, 473
営	業	利	益	百万円 116, 358	120, 608	145, 977	128, 435
経	常	利	益	百万円 120, 865	123, 389	103, 065	144, 614
当	期	純 利	益	百万円 53, 512	66, 713	80, 182	49, 172
1 楔	*当たり) 当期純	利益	55. 98	69. 86	84. 01	51. 54
純		資	産	百万円 1,043,724	1, 099, 555	1, 149, 998	1, 198, 869
1 柞	朱当た	こり純資	資産	1,040.44	1, 104. 83	972. 19	1, 029. 35
総		資	産	百万円 1,963,586	2, 469, 667	2, 619, 623	2, 861, 194



(事業部門別売上高構成比)



事業部門別の売上高及び営業利益は次のとおりです。

(売上高)

	事 業	部門		第168期 (平成18年1月から (平成18年12月まで)	第169期 (平成19年1月から) (平成19年12月まで)	第170期 (平成20年1月から (平成20年12月まで)	第171期 (平成21年1月から) (平成21年12月まで)
酒	類	事	業	百万円 1,099,308	1, 189, 478	1, 181, 509	1, 097, 694
飲	料	事	業	百万円 392, 729	_	_	_
飲料	斗 ・ 食	: 品事	業	百万円 一	474, 560	716, 688	735, 032
医	薬	事	業	百万円 67, 245	69, 909	171, 517	206, 760
その	の他	の事	業	百万円 106, 664	67, 216	233, 853	238, 986
合			計	百万円 1,665,946	1, 801, 164	2, 303, 569	2, 278, 473

(営業利益)

事業部門	第168期 (平成18年1月から 平成18年12月まで)	第169期 (平成19年1月から) (平成19年12月まで)	第170期 (平成20年1月から) (平成20年12月まで)	第171期 (平成21年1月から) (平成21年12月まで)
酒 類 事 業	百万円 86,510	96, 563	109, 989	102, 800
飲料事業	百万円 19, 714	_	_	_
飲料・食品事業	百万円	16, 030	6, 431	7, 099
医 薬 事 業	百万円 12,044	13, 001	28, 200	34, 334
その他の事業	百万円 561	6, 329	18, 280	3, 854
小計	百万円 118,830	131, 924	162, 901	148, 089
(内部取引消去及び配賦不能費用)	百万円 △2, 472	△11, 316	△16, 924	△19, 654
合 計	百万円 116, 358	120, 608	145, 977	128, 435

- (注) 1. 各事業部門の売上高は、外部顧客に対する売上高を示しております。
 - 2. 第169期連結会計年度より、事業区分の方法の変更により、従来「その他の事業」に含めていたエンジニアリング、物流等の事業は「酒類事業」に含めることとしました。なお、第168期の事業部門別売上高・営業利益についても、新たな事業区分方法により組み替え

た数値を表示しております。また、従来、売上高基準により各事業部門へ配賦しておりました当社間接部門経費については、純粋持株会社制への移行後より、持株会社である当社において発生するグループ管理費用として 配賦不能費用に含めることとしました

3. 第170期連結会計年度より、事業区分の方法の変更により、従来「その他の事業」に含めていた食品、健康・機能性食品等の事業は「飲料事業」へ含めることとし、事業部門の名称を「飲料事業」から「飲料・食品事業」へ変更することとしました。なお、第169期の事業部門別売上高・営業利益についても、新たな事業区分方法により組み替えた数値を表示しております。

(4) キリングループの設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は支払いベースで1,102億円で、前期に比べ158億円減少しております。

当連結会計年度中に完成した主要設備及び当連結会計年度末現在実施中又は計画中の主要設備の状況は、次のとおりです。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

事業部門	会 社 名	設備投資の内容
飲料・食品	キリンビバレッジ株式会社	(首都圏地区本部他) 自動販売機の拡充・更新
その他	キリンホールディングス株式会社	(旧尼崎工場跡地) 複合商業施設(COCOE)の建設

② 当連結会計年度末現在実施中又は計画中の主要設備

事業部門	会 社 名	設備投資の内容
		(滋賀工場) ビール・発泡酒等製造設備の一部撤去・
	麒麟麦酒株式会社	新設
酒 類	O	(横浜工場) ビール・発泡酒等製造設備の整備、事務
		所等の建設
	ライオンネイサン社	(オークランド工場) ビール等製造設備の新設
飲料・食品	キリンビバレッジ株式会社	(首都圏地区本部他)自動販売機の拡充・更新
医 薬 協和発酵キリン株式会社		(バイオ生産技術研究所) 医薬製造設備の増設
区 栄	協和宪辞ギリン休氏云仏	(東京リサーチパーク) 研究棟の新設

(5) キリングループの資金調達の状況

当連結会計年度末現在の社債を含めた借入金総額は8,974億円で、前期末と比べ2,335億円増加しております。

当連結会計年度の主要な資金調達としては、ライオンネイサン社完全子会社化のための資金として、総額1,000億円の無担保社債を発行するとともに、金融機関より1,500億円の短期借入金を調達しております。

(以下の事項は、特に記載のない限り、平成) 21年12月31日現在の状況であります。

(6) キリングループの主要な事業内容

キリングループの主要な事業は酒類、飲料・食品、医薬品等の製造・販売であり、 事業部門別の主要商品は次のとおりです。

事業部門	主 要 商 品
酒 類	ビール、発泡酒、新ジャンル、チューハイ・カクテル、焼酎、ワイン、洋酒等
飲料・食品	清涼飲料、乳製品、その他の食品等
医 薬	医療用医薬品

(7) キリングループの主要な営業所及び工場等

① 当社 (本 店)東京都中央区新川二丁目10番1号 (研 究 所)フロンティア技術研究所(横浜市他)

② 主要子会社

事業部門	会 社 名		主 要 拠 点			
		本 店	東京都中央区			
	麒麟麦酒株式会社	営業所	首都圈統括本部(東京都中央区)等10統括本部			
	麒麟友伯休 八云 11	工場	横浜工場(横浜市)等11工場			
洒 類		研究所	醸造研究所、パッケージング研究所(以上横浜市)			
旧規		本 店	東京都中央区			
	メルシャン株式会社	営業所	東日本統括本部(東京都中央区)等3統括本部			
		工場	藤沢工場(藤沢市)等6工場			
	麒麟(中国)投資社	本 店	中国 上海市			
	キリンビバレッジ 株 式 会 社	本 店	東京都千代田区			
		営業所	首都圈地区本部(東京都千代田区)等7地区本部			
飲料・食品		工場	湘南工場(神奈川県高座郡寒川町)、舞鶴工場(舞			
			鶴市)			
		研究所	商品開発研究所、コア技術研究所(以上横浜市)			
		本 店	東京都千代田区			
		営業所	東東京支店(東京都中央区)等17支店			
医 薬	協和発酵キリン株式会社	工場	富士工場(静岡県駿東郡長泉町)、高崎工場(高崎市)等5工場			
	K A H	研究所	東京リサーチパーク(町田市)、富士リサーチパー			
			ク(静岡県駿東郡長泉町)等6拠点			
その他	ライオンネイサン	本 店	オーストラリア ニューサウスウェールズ州シド			
-C V)11LL	ナショナルフーズ社		ニー市			

(注) オセアニア事業の持株会社であるライオンネイサン ナショナルフーズ社は、その傘下であるライオンネイサン社が酒類事業部門に、ナショナルフーズ社が飲料・食品事業部門にそれぞれ属するため、その他の事業部門に分類しております。

(8) キリングループの従業員の状況

事業部門	従業員数(名)
酒類	12, 499 [4, 113]
飲料 · 食品	11,763 [1,903]
医薬	4,718 [67]
そ の 他	5,504 [309]
全社(共通)	666 [19]
合 計	35, 150 [6, 411]

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
 - 2. 臨時従業員数は、「] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 3. なお、当社の従業員数は276名であります。(当社からの出向者を除き、受入出向者を含また。)

(9) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
麒麟麦酒株式会社	東京都中央区	百万円 30,000	% 100	酒類の製造・販売
メルシャン株式会社	東京都中央区	百万円 20, 972	50.8	酒類の輸入・製造・販売
麒麟(中国)投資社	中国 上海市	千米ドル 180, 000	100	中国におけるビール事業の統括
キリンビバレッジ 株 式 会 社	東京都千代田区	百万円 8,416	100	清涼飲料の製造・販売
キリン協和フーズ 株 式 会 社	東京都品川区	百万円 3,000	※ 100	調味料等の製造・販売
協和発酵キリン株 式 会 社	東京都千代田区	百万円 26, 745	51.2	医療用医薬品の製造・販売
ライオンネイサン ナショナルフーズ社	オーストラリア ニューサウス ウェールズ州 シ ド ニ ー 市	百万豪ドル 6,061	100	オセアニアにおける事業の統括

(注)※印の議決権比率は、子会社が有する議決権を含めて計算しております。

② 重要な関連会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
サンミゲルビール社	フィリピン メトロマニラ マンダルーヨン市	百万フィリピンペソ 15,410	% 48. 4	ビールの製造・販売
キリン・アムジェン社	ア メ リ カ カリフォルニア州 サウザンドオークス市	米ドル 10	50. 0	医薬品の研究開発

(10) キリングループの重要な事業の譲渡・譲受け、他の会社の株式の取得・処分等の状況

- ① 協和発酵フーズ株式会社は、キリンフードテック株式会社を吸収合併し、キリン協和フーズ株式会社に商号変更いたしました。
- ② 当社は、サンミゲルビール社の発行済株式総数の48.4%を、公開買付け及びサンミゲル社との相対取引等を通じて取得いたしました。また、これに伴い、保有していたサンミゲル社の発行済株式総数の19.9%を全て譲渡いたしました。なお、サンミゲルビール社は、サンミゲル社が保有する海外ビール事業会社サンミゲルビールインターナショナル社の全株式購入契約を締結いたしました。
- ③ 当社は、キリンホールディングスオーストラリア社(現ライオンネイサン ナショナルフーズ社)を通じて、子会社ライオンネイサン社の発行済株式総数の53.9%を取得し完全子会社といたしました※。また、これに伴い、ライオンネイサン社及びナショナルフーズ社を持株会社ライオンネイサン ナショナルフーズ社の下に一元化いたしました。
 - ※一定の条件を満たした場合に全株式を取得できる買収手法(スキーム・オブ・アレンジメント)によりました。

(11) キリングループの主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
シンジケートローン※	百万円 238, 887
三菱UFJ信託銀行株式会社	87, 128

(注) ※印のシンジケートローンは、株式会社三菱東京UFJ銀行を単独幹事とするものであります。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

(2) 発行済株式の総数

1,732,026,000株

984, 508, 387株

(前期末比 増減なし)

126,808名

(前期末比 6,828名減)

(3) 株主数

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	千株 48, 684	5. 1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	43, 884	4. 6
明治安田生命保険相互会社	43, 697	4.6
株式会社三菱東京UFJ銀行	35, 085	3. 7
株式会社磯野商会	23, 272	2. 4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	17, 338	1.8
メロン バンク エヌエー トリーティー クライアント オムニバス	13, 507	1.4
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (退職給付信託・三菱UFJ信託銀行口)	11, 621	1. 2
東京海上日動火災保険株式会社	11, 500	1.2
三 菱 商 事 株 式 会 社	11, 180	1. 2

⁽注) 持株比率は、自己株式(31,166千株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏	名		担当及び重要な兼職の状況
取締役社長(代表取締役)	加藤	壹	康	_
取締役副社長 (代表取締役)	佐 藤	_	博	グループ人事総務戦略、法務・内部統制・ 内部監査統括
*取締役副社長 (代表取締役)	三宅	占	=	グループ綜合飲料戦略
常務取締役	多和田	悦	嗣	グループR&D戦略、グループ情報戦略
常務取締役	古 元	良	治	グループ財務戦略、グループ広報・IR 戦略 ライオンネイサン ナショナルフーズ社取 締役
*常務取締役	大和田	雄	二	グループ生産・物流戦略、CSR・リス クマネジメント・コンプライアンス サンミゲルビール社取締役
取 締 役	松田		譲	協和発酵キリン株式会社代表取締役社長
取 締 役	岸		曉	株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問
取 締 役	弦間		明	株式会社資生堂相談役
常勤監査役	大 島	仁	志	麒麟麦酒株式会社監査役、 メルシャン株式会社監査役
常勤監査役	岩佐	哲	男	キリンビバレッジ株式会社監査役、 キリンビジネスエキスパート株式会社監 査役
監 査 役	中 野	豊	士	三菱UFJ信託銀行株式会社最高顧問
監査役	尾﨑	輝	郎	尾﨑輝郎公認会計士事務所所長(公認会計士)、株式会社三菱東京UFJ銀行取締役
監 査 役	手 塚	_	男	兼子・岩松法律事務所(弁護士)

- (注) 1. *印の取締役は、平成21年3月26日付をもって、新たに就任いたしました。
 - 2. 取締役のうち岸 曉及び弦間 明の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 3. 監査役のうち中野豊士、尾﨑輝郎及び手塚一男の3氏は、会社法第2条第16号に定める 社外監査役であります。
 - 4. 取締役岸 曉及び監査役尾﨑輝郎の両氏の重要な兼職先である株式会社三菱東京UFJ 銀行と当社との間には金銭借入等の取引があります。

- 5. 監査役中野豊士氏の重要な兼職先である三菱UFJ信託銀行株式会社と当社との間には 金銭供入箋の取引があります
- 6. 監査役尾﨑輝郎氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する専門的知見を有してお ります。
- 7. 以下の取締役は、平成21年3月26日付をもって、退任いたしました。

取締役会長

荒 蒔 康一郎

常務取締役(代表取締役)

松沢幸一

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分		取糸	帝 役	監査	査 役	合 計		
	分	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
報	酬	10 [2]	百万円 365 [23]	名 5 [3]	百万円 104 [35]	名 15 [5]	百万円 470 [58]	
賞	与	8 [2]	158 [1]	5 [3]	16 [3]	13 [5]	175 [4]	
合	計	_	523 [24]	_	121 [38]	_	645 [63]	

- (注) 1. 当事業年度末日時点における在籍人員は、取締役9名、監査役5名でありますが、上記 報酬額には、平成21年3月26日付をもって退任した取締役2名を含んでおります。
 - 2. 社外役員の報酬等については、[]内に内数で記載しております。
 - 3. 取締役の報酬限度額は月額50百万円(平成15年3月28日第164回定時株主総会決議)であります。
 - 4. 監査役の報酬限度額は月額9百万円(平成18年3月30日第167回定時株主総会決議)であります。
 - 5. 上記の賞与額は、第171回定時株主総会の第4号議案が原案どおり承認可決されることを 条件として支払う予定の額であります。

(3) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

地 位		氏	名		取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発 言 状 況
	岸			曉	24回中6回	_	銀行の元頭取であり、経営者としての経験と見識に基づく発言を行っております。
取締役	弦	間		明	24回中23回		消費財メーカーの元社長であり、経営者としての経験と見識に基づく発言を行っております。
	中	野	豊	士	24回中20回	14回中13回	信託銀行の元社長であり、経営者としての 経験と見識に基づく発言を行っております。
監査役	尾	﨑	輝	郎	24回中22回	14回中13回	主に公認会計士としての専門的見地から発 言を行っております。
	手	塚	_	男	24回中23回	14回中13回	主に弁護士としての専門的見地から発言を 行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1	公認会計士法第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として当 社が支払うべき報酬等の額	百万円 91
2	公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価として当社が 支払うべき報酬等の額	131
	①及び②の合計額	223

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に 基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額 にはこれらの合計額を記載しております
 - 2.②の報酬等は、財務デューデリジェンス業務等に対する対価であります。

当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 385百万円

(注) 当社の重要な子会社のうち、協和発酵キリン株式会社、メルシャン株式会社等4社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の計算関係書類の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると 認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社取締役会は、監査役会の同意を得たうえで、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人が同各号に定める項目に該当すると認められる場合には会計監査人の解任に関する議案を、また、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には会計監査人の不再任に関する議案を、それぞれ株主総会に提出いたします。

5 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制(いわゆる内部統制システム)に関する基本方針は、次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(コンプライアンス体制)

取締役は、キリングループにおけるコンプライアンスの基本方針を決定するとともに、これを実効化する組織及び規定を整備し、各組織の活動に組み込むことにより推進する。併せて、コンプライアンスに関する教育を実施するとともに、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化しこれを周知する。これらの体制の構築・運用状況については、経営監査部が内部監査を実施する。

また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(情報保存管理体制)

取締役は、以下の文書(電磁的記録を含む。)について、関連資料とともにこれを少なくとも10年間保存するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

- 株主総会議事録
- 取締役会議事録
- ・グループ経営戦略会議その他重要な会議体の議事録
- ・決裁申請書(決裁権限が部門長以上のもの)
- ・計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(リスクマネジメント体制)

取締役は、キリングループにおけるリスクマネジメントの基本方針を決定するとともに、これを実効化する組織及び規定を整備し、各組織の活動に組み込むことにより推進する。併せて、リスクマネジメントに関する教育を実施するとともに、リスクの開示及びクライシス発生時の対応に関する手順を明確化しこれを周知する。これらの体制の構築・運用状況については、経営監査部が内部監査を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(効率的職務執行体制)

取締役は、以下の事項を主な内容とする経営管理システムを整備して、職務執行における効率性を確保する。

- ・キリングループ全体に影響を与える重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するために、取締役会のほかグループ経営戦略会議を組織し、これを審議する。
- ・事業ごとに年度計画として定量・定性目標を策定し、四半期モニタリング等を通じて業績管理を行う(KVA経営システム※)。

※ EVAをグループ共通の財務的指標とする独自の戦略マネジメントシステム

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(グループ内部統制体制)

取締役は、キリングループにおける業務の適正を確保するために、以下の事項を含む グループ各社に適用されるルール・基準を整備し、これに則った運営を実行する。

- グループ各社のガバナンス及びモニタリングに関する事項
- ・グループ各社における内部統制システムの整備に係る指導及び管理に関する事項
- ・グループ各社間における情報伝達体制※に関する事項
- 経営監査部によるグループ内部監査に関する事項※ グループ内における情報共有化のための体制や内部通報制度をはじめとする事項
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人 に関する体制(以下総称して、監査役関連体制)

監査役の職務を補助する者として、当社の使用人から監査役付を配置する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の監査役付の使用人としての独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事に関する事項の決定には、監査役の同意を必要とする。なお、当該使用人は、業務の執行に係る役職を兼務しない。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役監査基準等の定めるところにより監査役があらかじめ指定した事項について、監査役に報告する。主な事項は、以下のとおりとする。

- ・会社に著しい損害が発生するおそれがある事実を発見した場合、その事実
- ・監査役の同意を要する法定事項
- ・内部統制システムの整備状況及びその運用状況

監査役は、これらにかかわらずその必要に応じ随時に、取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。

⁽注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、 比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成21年12月31日現在)

(単位:百万円)

			(単位:日万円)
資産の	部	負 債 の	部
流動資産	839, 450	流動負債	794, 096
現金及び預金	125, 558	支払手形及び買掛金	169, 936
人 並 及 ひ 頂 並		短期借入金	259, 425
受取手形及び売掛金	423, 835	1年内償還予定の社債	12, 521
商品及び製品	138, 937	未払酒税	99, 489
		未払法人税等	22, 806
★ は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	18, 319	賞 与 引 当 金 役員賞与引当金	5, 713 276
原材料及び貯蔵品	41, 261	事業整理損失引当金	2, 628
■ 繰延税金資産	24, 146	修繕引当金	1,051
		未払費用	105, 520
【 そ の 他	69, 668	預り金	23, 732
貸 倒 引 当 金	△2, 278	不預 形 形 の し し し し し し に し に に に に に に に に に に に に に	90, 992
		固定負債	868, 228
┃固 定 資 産	2, 021, 743	社 債 長期借入金	324, 904 300, 590
有 形 固 定 資 産	774, 274		32, 083
		再評価に係る繰延税金負債	1, 471
建物及び構築物	227, 563	退職給付引当金	85, 279
機械装置及び運搬具	203, 502	役員退職慰労引当金	415
土地	227, 671	自動販売機修繕引当金	4, 545
		土地買戻損失引当金	1, 170
建設仮勘定	75, 235	受入保証金	73, 303 44, 464
その他	40, 300	負 債 合 計	1, 662, 324
無形固定資産	734, 688	純 資 産 🛭	
		株 主 資 本	1, 003, 680
の れ ん	605, 210	資 本 金	102, 045
その他	129, 477	資本剰余金	71, 582
		利益剰余金	860, 538
投資その他の資産	512, 781	自己株式	$\triangle 30,486$
投資有価証券	388, 677	評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	△22 , 357 18, 279
長期貸付金	9, 555	繰延ヘッジ損益	$\triangle 1,548$
		土地再評価差額金	$\triangle 4,713$
操 延 税 金 資 産	59, 096	為替換算調整勘定	$\triangle 34, 375$
その他	59, 858	新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分	196 217, 350
貸 倒 引 当 金	$\triangle 4,407$	純 資 産 合 計	1, 198, 869
資 産 合 計	2, 861, 194	負債及び純資産合計	2, 861, 194

連結損益計算書

(平成21年1月1日から) 平成21年12月31日まで)

(単位:百万円)

		1	(平匹・日の口)
科目		金	額
売 上 高 売 上 原 価			2, 278, 473
│ 売 上 原 価			1, 383, 821
│ 売 上 総 利 益			894, 652
販売費及び一般管理費			766, 216
営 業 利 益			128, 435
営業外収益			120, 100
	金	8, 147	
持分法による投資利	丛	8, 902	
為替差	益益	18, 909	
受 取 利 息 及 び 配 当 持 分 法 に よ る 投 資 利 為	他	6, 656	42, 615
営業外費用	TIE	0,000	42,010
	白	10 617	
	息	19, 617	00 405
Z = 0	他	6, 818	26, 435
A 第 利 益			144, 614
特 別 利 益	37		
固定資産売却	益	8, 054	
投資有価証券売却 関係会社株式売却	益	34, 631	
関係会社株式売却	益	1,005	
そ の	他	862	44, 553
特別損失			
固定資産除却 固定資産売却	損	5, 997	
固定資産売却	損	2,007	
固定資産売却 損 損	失	38, 843	
投資有価証券評価	損	8, 363	
投資有価証券売却	損	2, 038	
関係会社株式売却	損失損損損	21, 661	
事業構造改善費	用	1, 513	
事業整理損失引当金繰入		2, 628	
統合関連費	用	5, 623	
固定資産臨時償却	書	3, 299	
たな卸資産評価	費損	942	
	他	3, 635	96, 554
	lin.	3,035	92, 613
税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税		57, 023	عد, 013 <u> </u>
			90 014
法 人 税 等 調 整 額		△28, 108	28, 914
少数株 主 利 益 当 期 純 利 益			14, 526
当期 純利 益			49, 172

連結株主資本等変動計算書

(平成21年1月1日から) 平成21年12月31日まで)

(単位:百万円)

					(平匹・日万11)
		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成20年12月31日残高	102, 045	71, 536	839, 248	△29, 058	983, 772
実務対応報告第18号適用に伴う増減			△6, 355		△6, 355
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△21, 949		△21, 949
当 期 純 利 益			49, 172		49, 172
連結範囲の変動			△411		△411
合併による増加			55		55
在外会社過年度税効果等に係る修正額			778		778
自己株式の取得				△1,625	△1,625
自己株式の処分		45		198	243
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		45	27, 646	△1, 427	26, 264
平成21年12月31日残高	102, 045	71, 582	860, 538	△30, 486	1, 003, 680

	評価・換算差額等							
	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算調整勘定	評価・換算 差額等合計	新株予約権	少数株主 持 分	純資産合計
平成20年12月31日残高	37, 430	79	△4, 713	△88, 756	△55, 959	162	222, 023	1, 149, 998
実務対応報告第18号適用に伴う増減								△6, 355
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△21, 949
当 期 純 利 益								49, 172
連結範囲の変動								△411
合併による増加								55
在外会社過年度税効果等に係る修正額								778
自己株式の取得								△1,625
自己株式の処分								243
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△19, 150	△1, 628		54, 380	33, 602	33	△4, 672	28, 963
連結会計年度中の変動額合計	△19, 150	△1,628		54, 380	33, 602	33	△4, 672	55, 227
平成21年12月31日残高	18, 279	△1,548	△4, 713	△34, 375	△22, 357	196	217, 350	1, 198, 869

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 1 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 285社

主要な会社名 麒麟麦洒株式

麒麟麦酒株式会社、協和発酵キリン株式会社、 キリンビバレッジ株式会社、メルシャン株式会社、

Lion Nathan National Foods Ptv Ltd

当連結会計年度から、協和発酵キリン株式会社の子会社1社は重要性の増加により、キリンビバレッジ株式会社の関連会社1社、キリン協和フーズ株式会社の関連会社1社は株式の追加取得により、それぞれ連結の範囲に含めております。

また、キリンホテル開発株式会社、キリンヤクルトネクストステージ株式会社、鶴見倉庫株式会社、RAYMOND VINEYARD & CELLAR, Inc.、Lion Nathan National Foods Pty Ltdの子会社 2 社は売却により、キリンインターナショナルトレーディング株式会社、キリンビバレッジ株式会社の子会社 1 社、協和発酵キリン株式会社の子会社 1 社、LION NATHAN LTD.の子会社76社は清算等により、キリンフードテック株式会社、キリンテクノシステム株式会社の子会社 1 社、Kirin Agribio EC B.V.の子会社 1 社、The Coca-Cola Bottling Company of Northern New England, Inc.の子会社 1 社は合併により、それぞれ連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な会社名 小岩井食品株式会社

非連結子会社はそれぞれ小規模であり、かつ合計の総資産、売上高、当期純 損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等がいずれも連結計算 書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結子会社の数 1 社

会 社 名 日本合成アルコール株式会社

日本合成アルコール株式会社は、当社の議決権の所有割合が過半数を超えて おりますが、持分割合は低く、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないた め、持分法適用の非連結子会社としております。

(2) 持分法適用の関連会社の数 2

主要な会社名 SAN MIGUEL BREWERY INC.

当連結会計年度から、SAN MIGUEL BREWERY INC. は新規取得により、キリン・ディアジオ株式会社、Lion Nathan National Foods Pty Ltdの関連会社 1 社は新規設立により、それぞれ持分法適用の範囲に含めております。

また、SAN MIGUEL CORPORATION、Lion Nathan National Foods Pty Ltdの関連会社 2 社は売却により、キリンビバレッジ株式会社の関連会社 1 社、キリン協和フーズ株式会社の関連会社 1 社は株式の追加取得により子会社となったため、それぞれ持分法適用の範囲から除外しております。

- (3) 持分法を適用していない非連結子会社(小岩井食品株式会社ほか)及び関連会社 (ダイヤモンド・スポーツクラブ株式会社ほか)は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております
- (4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、主として各社の決算日現在の計算書類を使用しております。
- (5) 当連結会計年度第2四半期に取得した持分法適用在外関連会社のSAN MIGUEL BREWERY INC. (決算日12月31日)は、当社連結業績の早期開示を行うために、在外関連会社である同社の確定決算数値を基礎として持分法損益を算出することが困難な状況であることから、同社の第3四半期決算数値をもって持分法損益を算出しております。これにより、当連結会計年度の持分法損益は同社の当第2四半期から当第3四半期までの6ヶ月間の決算数値を基礎として算出しております。
- 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる主な会社は、LION NATHAN LTD. (決算日9月30日)、キリンアグリバイオ株式会社(決算日9月30日)、Kirin Agribio EC B. V. (決算日9月30日)であり、連結計算書類の作成にあたっては各社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。なお、LION NATHAN LTD. については、みなし取得日を平成21年10月1日として完全子会社化したことにより当連結会計年度の連結貸借対照表に追加取得のれんを計上しておりますが、当該のれんの償却は同社の損益計算書が連結される期間に合わせて翌連結会計年度から行うこととしております。また、協和発酵キリン株式会社については、当連結会計年度より決算日を3月31日から12月31日に変更しておりますが、従来より連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しているため、連結計算書類に及ぼす影響はありません。

- 4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券

満期保有目的の債券 ・・・・・・ 償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・・ 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額 は全部純資産直入法により処理し、売却原価

は発動平均法により算定しております。)

時価のないもの ・・・・・・・ 移動平均法による原価法

② デリバティブ 時価法

③ たか知資産

商品・製品・半製品・・・・・・ 主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料・容器・貯蔵品・・・・ 主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

未成工事支出金 ・・・・・・・ 個別法による原価法

(会計方針の変更)

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準 第9号 平成18年7月5日)を適用しております。これにより、当連結会計 年度の営業利益は1,715百万円、経常利益は208百万円、税金等調整前当期純 利益は1,150百万円、それぞれ減少しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法(平成10年4月1日以降取得の建物(建物付属設備を除く)については 定額法によっております。)

なお、一部の連結子会社においては定額法によっております。

(追加情報)

有形固定資産の耐用年数の変更

当社及び国内連結子会社の機械装置の一部について、平成20年度の税制 改正を契機に耐用年数の見直しを行い、当連結会計年度より耐用年数の変 更を行っております。

これにより、当連結会計年度の営業利益は5,304百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ5,301百万円減少しております。

② 無形固定資産

定額法

なお、在外連結子会社においては主として20年の期間による定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞 与 引 当 金 · · · · · · · · · 従業員に支給する賞与の支出に充てるため、 支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金 · · · · · · · · · 役員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

事業整理損失引当金・・・・・・・・ 関係会社の事業整理に伴う損失に備えるため、 所要見込額を計上しております。 度に負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金・・・・・・・・・ 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計

年度末における退職給付債務及び年金資産の 見込額に基づき計上しております。過去勤務 債務は、主として5年から15年による定額法 により費用処理しております。数理計算上の 差異は、主として10年から15年による定額法 によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費

用処理しております。

役員退職慰労引当金・・・・・・・ 役員の退職慰労金支給に備えるため、各社所

定の基準による当連結会計年度末要支給額の

100%を計上しております。

自動販売機修繕引当金 ・・・・・・ キリンビバレッジ株式会社及びその連結子会

社において、自動販売機オーバーホール費用 の支出に備え、その予定額を5年間に配分計 上し、当連結会計年度のオーバーホール実施

分を取崩しております。

十地買戻損失引当金・・・・・・・ 平成10年9月に当社が財団法人民間都市開発

推進機構に売却した土地の買戻しに関連して 発生する土壌整備等の損失見込額を計上して

おります。

(4) ヘッジ会計の方法

原則として繰延へッジ処理によっております。なお、為替予約及び通貨スワップ等については、要件を満たしている場合には振当処理に、金利スワップについては、要件を満たしている場合には特例処理によっております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんの償却については、主として10年から20年の期間で均等償却しております。 ただし、金額に重要性が乏しい場合には発生時にその全額を償却しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

1. 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関す る当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算 上必要な修正を行っております。

これにより、在外子会社で計上しているのれんの償却を実施したため、期首剰余金は6,355百万円減少しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります

2 リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。なお、リース取引開始日が会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

この変更に伴う当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ152,289百万円、24,141百万円、42,889百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

 有形固定資産の減価償却累計額 国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額 担保資産及び担保付債務 (1) 担 保 資 産 	1, 296,	643百万円 935百万円
現金及び預金		14百万円
受取手形及び売掛金		35百万円
建物及び構築物	1,	157百万円
機械装置及び運搬具		563百万円
土 地	4	937百万円
投資有価証券 投資その他の資産その他	1,	103百万円
な質での他の質性での他 	合計 3,	1百万円 814百万円
(2) 担 保 付 債 務	ロ 司 司	014日刀门
支払手形及び買掛金	1	747百万円
短期借入金	1,	100百万円
長期借入金(1年内返済分を含む)	8,	499百万円
受入保証金	3,	408百万円
_	合計 13,	755百万円
4. 保 証 債 務		
(1) 非連結子会社・関連会社の銀行借入等に対する保証		589百万円
(2) 従業員の銀行借入等に対する保証		596百万円
(3) 取引先の銀行借入等に対する保証	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	295百万円
(4) 債権流動化による手形・売掛債権譲渡高		515百万円
L 却 全 類 に) 片 児 江 新 川 行 英 79 五 玉 田 む 合 み ブ お か ま ナ	合計 9,	996百万円
上記金額には保証類似行為72百万円を含めております。 5. 受取手形割引高		39百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 為替差益

外貨建て貸付金に対する為替相場変動のリスクをヘッジする目的で実施している通 貨スワップ及び為替予約に係る損失(16,597百万円)は、為替差益と相殺して表示して おります。

2 減損損失

当連結会計年度において、当社グループ(当社及び連結子会社)は以下の資産グループについて、減損損失を計上しました。

用途	場所	種類		
事業用資産(酒類事業)	栃木県塩谷郡 他 7 件	建物及び構築物・機械装置 及び運搬具・土地他		
事業用資産 (飲料・食品事業)	オーストラリア サウスオーストラリア州 他 2 件	建物及び構築物・機械装置 及び運搬具・工具器具備品		
賃貸用資産	大阪市大正区	建物及び構築物・土地		
遊休資産	東京都板橋区 他 3 件	建物及び構築物・機械装置 及び運搬具・土地他		

当社グループは、投資の意思決定単位である事業別(酒類、飲料・食品、医薬、その他)に資産のグルーピングを行っております。なお、その他事業に含まれる不動産事業については物件別にグルーピングを行い、外食事業については店舗別にグルーピングを行っております。また、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングを行い、本社・厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

その結果、酒類事業の麒麟麦酒株式会社において栃木・北陸の工場再編成及びキリン広島ブルワリーの閉鎖の計画に伴い今後利用しない意向が明確になったこと、飲料・食品事業における一部の事業用資産については生産設備の再編成を行っていること、不動産事業における一部の賃貸用資産については将来キャッシュ・フローの見積期間にわたって回収可能性が認められないこと、また、遊休資産については帳簿価額に比し著しく時価が下落していること等から、帳簿価額を備忘価額または回収可能価額まで減額し、当該減少額と撤去費用を減損損失(建物及び構築物13,319百万円、機械装置及び運搬具9,351百万円、土地7,534百万円、有形固定資産その他144百万円、無形固定資産その他379百万円、撤去費用7,815百万円)として特別損失に計上しております。

資産グループごとの回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定しており、正味売却価額については処分価額または鑑定評価額により、使用価値については将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算出しております。なお、麒麟麦酒株式会社における工場再編成等に関する建物等の償却資産については、製造終了時点までの減価償却費相当分を使用価値として測定しております。

上記のほか、豪州連結子会社において、ブランドの超過収益力が低下したため、無形固定資産その他について減損損失を299百万円計上しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
 - (1) 発行溶株式

発行済株式の種類 普通株式

前連結会計年度末株式数 984.508.387株 当連結会計年度増加株式数

当連結会計年度減少株式数 当連結会計年度末株式数 984 508 387株

(2) 自己株式

自己株式の種類 普诵株式

30, 157, 914株 前連結会計年度末自己株式数 当連結会計年度増加自己株式数 1. 214. 018株 当連結会計年度減少自己株式数当連結会計年度末自己株式数 204.697株

31, 167, 235株

(注) 1 当連結会計年度増加自己株式数は 単元未満株式の買取によるも のであります。

2. 当連結会計年度減少自己株式数は、単元未満株式の売却によるも のであります。

10.975百万円

- 2. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

平成21年3月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しておりま

・普通株式の配当に関する事項 ①配当金の総額

② 1株当たり配当額 11円50銭

③ 基 進 日 平成20年12月31日 ④ 効力発生日 平成21年3月27日

平成21年8月6日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普诵株式の配当に関する事項

① 配当金の総額 10,973百万円

② 1株当たり配当額 11円50銭

③ 基 準 日 平成21年6月30日

④ 効力発生日 平成21年9月7日 (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成22年3月26日開催の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

・普诵株式の配当に関する事項

①配当金の総額

② 配当の原資

③ 1株当たり配当額

④ 基 準 日

⑤ 効力発生日

10,963百万円

利益剰余金

平成21年12月31日

平成22年3月29日

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2. 1株当たり当期純利益

1,029円35銭 51円54銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成21年12月31日現在)

(単位:百万円)

			(単位:百万円)
資 産 の	部	負 債 の	部
流動資産	317, 973	流動負債	315, 490
現金及び預金	15, 325	支 払 手 形	105
売 掛 金	318	短期借入金	303, 062
短期貸付金	270, 735	未 払 金	6, 896
未収還付法人税等	16, 935	未払費用	2, 510
繰延税金資産	629	賞 与 引 当 金	438
その他の流動資産	15, 139	役員賞与引当金	165
貸倒引当金	△1, 111	その他の流動負債	2,310
固定資産	1, 403, 912	固定負債 社 債	532, 306
	87, 496	社 債	299, 950 202, 800
有形凹足貝座	54, 931	退職給付引当金	202, 800
. =		土地買戻損失引当金	1, 170
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2, 191	その他の固定負債	28, 160
機械及び装置	215	負 債 合 計	847. 796
運 搬 具	18	純 資 産 の	
器具	2, 649	株主資本	860, 490
土地	24, 886	資 本 金	102, 045
建設仮勘定	2, 603	資 本 剰 余 金	71, 582
無形固定資産	117	資本準備金	70, 868
借地権	60	その他資本剰余金	713
商標権	24	利益剰余金	717, 348
施設利用権	32	利益準備金	25, 511
投資その他の資産	1, 316, 299	その他利益剰余金	691, 836
投資有価証券	112, 799	特別償却準備金	4
関係会社株式	1, 141, 942	固定資産圧縮積立金	1, 299
関係会社出資金	21, 343	別 途 積 立 金 繰越利益剰余金	540, 367
長期貸付金	9, 444	一杯 一概越刊	150, 164 △30, 485
繰延税金資産	23, 484	評価・換算差額等	13, 599
その他の投資	10, 262	その他有価証券評価差額金	13, 599
貸倒引当金	$\triangle 2,976$	純 資 産 合 計	874, 090
資 産 合 計	1, 721, 886	負債及び純資産合計	1, 721, 886

損 益 計 算 書

(平成21年1月1日から) 平成21年12月31日まで)

(単位:百万円)

	科 目	金	額
I	営 業 収 益		
ĺ	グループ運営収力	九 12, 10	00
İ	不動産事業収力	6, 23	80
ĺ	関係会社配当金収 2	89, 76	108, 093
П	営 業 費 用		
ĺ	不動産事業費月	∄ 3,67	'2
	一 般 管 理		23, 902
		益	84, 191
	営 業 外 収 益		
	受取利息及び配当金		
	そ の 他	也 5,01	13, 400
IV	営 業 外 費 用		
•	支 払 利 息		
ļ		也 4,33	
		益	84, 529
V	特別利益		
ļ	固定資産売却益		
-	貸倒引当金戻入益	盖 8,57	
ļ		至 10,68	
-		益 1,74	
	その作	也 12	26, 481
VI	特別損失		.
	固定資産売却及び除却措		
	減 損 損 男		
	投資有価証券評価批		
	関係会社株式評価指		
	関係会社株式売却批		
			83, 988
	法人税等還付税额		△1,800
		項	3,816
	当期純利益	mt	81, 972

株主資本等変動計算書

(平成21年1月1日から) 平成21年12月31日まで)

(単位:百万円)

										· · □ /3 1/
			株		主	資	ŧ	本	·	
		資 2	本 剰 🦸	余 金		利	益 乗	自 余	金	
	資本金		7- 00 lds	次十到△△		そ	の他利益	並剰余金		11 분훼스스
	JK 11 III	資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 計	利益準備金	特別償却 準 備 金	固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 計
平成20年12月31日残高	102, 045	70, 868	668	71, 536	25, 511	27	1, 336	554, 367	76, 081	657, 325
当期の変動額										
特別償却準備金の取崩						△23			23	_
固定資産圧縮積立金の取崩							△36		36	_
別途積立金の取崩								△14,000	14, 000	_
剰余金の配当									△10, 975	△10, 975
剰余金の配当 (中間配当)									△10, 973	△10, 973
当 期 純 利 益									81, 972	81, 972
自己株式の取得										
自己株式の処分			45	45						
株主資本以外の項目の 当期の変動額 (純額)										
当期の変動額合計			45	45		△23	△36	△14,000	74, 083	60, 023
平成21年12月31日残高	102, 045	70, 868	713	71, 582	25, 511	4	1, 299	540, 367	150, 164	717, 348

	株 主	資 本	評 価	・換算差	額 等	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成20年12月31日残高	△29, 058	801, 849	16, 306	△7	16, 298	818, 147
当期の変動額						
特別償却準備金の取崩		_				_
固定資産圧縮積立金の取崩		_				_
別途積立金の取崩		_				_
剰余金の配当		△10, 975				△10, 975
剰余金の配当 (中間配当)		△10, 973				△10, 973
当 期 純 利 益		81, 972				81, 972
自己株式の取得	△1,625	△1,625				△1,625
自己株式の処分	198	243				243
株主資本以外の項目の 当期の変動額 (純額)			△2, 706	7	△2, 699	△2, 699
当期の変動額合計	△1, 427	58, 641	△2, 706	7	△2, 699	55, 942
平成21年12月31日残高	△30, 485	860, 490	13, 599	_	13, 599	874, 090

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式・・・・ 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・・・・・・ 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額

は全部純資産直入法により処理し、売却原価 は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの ・・・・・・・・・・・・ 移動平均法による原価法

2. デリバティブ取引の評価方法 時価法

3 固定資産の減価償却の方法

有形 固定 資産・・・・・・・・・・ 定率法(平成10年4月1日以降取得の建物(建

物付属設備を除く)については定額法によって おります.)

(追加情報)

有形固定資産の耐用年数の変更

機械装置の一部について 平成20年度の 税制改正を契機に耐用年数の見直しを行い。 当事業年度より耐用年数の変更を行ってお ります。

これにより、営業利益、経営利益及び税 引前当期純利益はそれぞれ12百万円減少し ております。

無形固定資産 … 定額法

4. 重要な引当金の計ト基準

権については貸倒実績率により、貸倒懸念債 権等特定の債権については個別に回収可能性 を検討し、回収不能見込額を計上しておりま

賞 与 引 当 金・・・・・・・・・・・ 従業員に支給する賞与の支出に充てるため、 支給見込額に基づき計上しております。

役 員 賞 与 引 当 金 ・・・・・・・・・・・・・・ 役員に支給する賞与の支出に充てるため、支

給見込額を計上しております。

退職給付引当金 ・・・・・・・・・・ 従業員の退職給付に備えるため、当期末にお ける退職給付債務及び年金資産の見込額に基

づき計上しております。過去勤務債務は13年

による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、13年による定額法によ りそれぞれ発生の翌期から費用処理しており ます。

十地買戻損失引当金・・・・・・・・・・・ 平成10年9月に財団法人民間都市開発推進機 構に売却した土地の買戻しに関連して発生す る土壌整備等の損失見込額を計上しておりま

す。

5 ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、 要件を満たしている場合には特例処理によっております。

6 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

貸借対昭表に関する注記

2. 3.

1 関係会社に対する会銭債権・債務

MANA LICENTY DENKIE NO	
短期金銭債権	276,354百万円
長期金銭債権	11,733百万円
短期金銭債務	79,507百万円
長期金銭債務	3,525百万円
有形固定資産の減価償却累計額	59,992百万円
国庫補助金等による固定資産圧縮記帳額	37百万円
担保資産及び担保付債務	
(1) 相 保 資 産	

4.

615百万円 + 439百万円

(2) 担保付債務

受入保証金

5. 保 証 債 務

関係会社の銀行借入等に対する保証 44,255百万円 従業員住宅資金の銀行借入に対する保証 4,441百万円

合計 48,696百万円

2.296百万円

上記金額には保証類似行為72百万円を含めております。

捐益計算書に関する注記

1 関係会社との取引高

営業収益 営業費用 営業取引以外の取引高 12,749百万円 6,806百万円 7,009百万円

2. 通貨スワップ及び為替予約に係る損益の表示

外貨建て貸付金に対する為替相場変動のリスクをヘッジする目的で実施している 通貨スワップ及び為替予約に係る損失(16,597百万円)は、為替差益と相殺した上で、 営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

自己株式の種類普通株式前期末株式数30,157,655株当期増加株式数1,214,018株当期減少株式数204,697株当期末株式数31,166,976株

(注) 1. 当期増加株式数は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 当期減少株式数は、単元未満株式の売却によるものであります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

関係会社株式及び関係会社出資金	52,264百万円
その他	6,981百万円
繰延税金資産小計	59,245百万円
評価性引当額	△24,658百万円
繰延税金資産合計	34,587百万円

2. 繰延税金負債の発生の主な原因

(是"加亚界质"")	
その他有価証券評価差額金	△9,333百万円
その他	△1,140百万円
繰延税金負債合計	△10,473百万円

関連当事者との取引に関する注記

		議決権等の	関係	内容		15日 25日		期末残高
種類	会社等の名称	所 有 又 は 被所有割合	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	(百万円)
					資金の回収 (注3)	87, 805	短期貸付金	79, 774
子会社	Lion Nathan National Foods	所有 直接	兼任1名	資金援助	利息の受取 (注3)	3, 798	その他の 流動資産	711
丁云江	Pty Ltd (注1)	100%	秋江1石	貝並仮の	増資の引受 (注4)	343, 571	_	ı
					現物出資 (注5)	99, 311	_	ı
子会社	LION NATHAN LTD.	所有 間接 100%	_	債務保証	債務保証 (注6)	38, 563	_	-
子会社	麒麟麦酒 株式会社	所有 直接 100%	兼任1名	経営指導の 受託 資金貸借 関係	資金の貸付 (注3、7)	149, 452	短期貸付金	175, 624
子会社	キリンビジネス エキスパート 株式会社	所有 直接 100%	兼任1名	経営指導の 受金貸借 関係 間接業務の 委託	間接業務の 委託 (注8)	3, 490	未払費用	305
子会社	協和発酵キリン株式会社	所有 直接 51%	兼任1名	資金貸借 関係	資金の借入 (注7、9)	40, 250	短期借入金	40, 177
関連会社	SAN MIGUEL CORPORATION (注2)	_	_	_	関係会社 株式の購入 (注10)	119, 343	_	_

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. Lion Nathan National Foods Pty Ltdは平成21年10月21日にKirin Holdings (Australia) Pty Ltdより社名変更したものです。
 - 2. 当社が保有していたSAN MIGUEL CORPORATIONの全株式は平成21年5月22日 に売却しております。
 - 3. 貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
 - 4. Lion Nathan National Foods Pty Ltdの増資を引き受けております。
 - 5. 当社が保有していたLION NATHAN LTD. 株式を現物出資したものです。

- 6 LION NATHAN LTD の米国私募債に対し、債務保証を行っております。
- 7. 資金の貸借については、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)に よる取引であり 取引金額は 期中の平均残高を記載しております。
- 8. コストセンター型の機能分担会社である同社の運営費用を賄う業務委託料を設定しております。
- 9. 借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- 10. SAN MIGUEL CORPORATIONが所有していたSAN MIGUEL BREWERY INC. の株式を当社が購入したものです。購入価格は企業価値を勘案して決定しております。
- 11. 上記の取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損 益が含まれております。また取引金額には消費税等は含まれておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益

916円87銭 85円92銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年2月12日

キリンホールディングス株式会社

取締役会御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 德田省 三 印

指定社員 公認会計士 服 部 將 一 印

指 定 社 員 公認会計士 山 崎 美 行 ⑨

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キリンホールディングス株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キリンホールディングス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監查人監查報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年2月12日

キリンホールディングス株式会社

取締役 会御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 德田省 三 印

指定社員 公認会計士 服 部 將 一 印 業務執行社員 公認会計士 服 部 將 一 印

指 定 社 員 公認会計士 山 崎 美 行 ⑨

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キリンホールディングス株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第171期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監查役会監查報告書 謄本

監査報告書

平成22年2月16日

キリンホールディングス株式会社

代表取締役社長 加藤 壹康殿

キリンホールディングス株式会社 監査役会

常勤監查役 岩 佐 哲 男 印

常勤監査役 大 島 仁 志 印

社外監査役 中 野 豊 士 印

社外監査役 尾 﨑 輝 郎 ⑪

社外監査役 手 塚 一 男 卵

当監査役会は、平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第171期 事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、 審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行 状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める、体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を、監視及び検証いたしました。なお、金融商品取引法上の、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び、あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めまし

た。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と、意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検 討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を、「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく 示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重 大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

以上

- (5)株式交換当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等
 - ① 完全親会社となるキリンホールディングスに関する事項 該当事項はありません。
 - ② 完全子会社となる当社に関する事項
 - (i)重要な会社分割(加工用酒類・発酵調味料事業の会社分割)
 - (a) 会社分割の内容

当社は、平成19年7月より、企業価値を最大化すべくキリングループ各社との提携を進め、当社の加工用酒類・発酵調味料事業を継承会社のもとに統合することで、当社においての事業の選択と集中を図り、その企業価値を最大化することを目的とし、平成22年7月1日付で、簡易吸収分割により、当社の加工用酒類・発酵調味料事業及びアルコール製剤事業をキリン協和フーズ株式会社に承継させました。

(b) 分割した部門の経営成績

(単位 百万円)

			加工用酒類・発酵調味料 事業部門 (a)	当社	平成21年12月期実績(b)	比率 (a/b)
売	上	高	8, 850		80, 506	11.0%

(c) 分割した資産、負債の項目及び金額

(単位 百万円)

資	産	負債		
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額	
流動資産	1,634	流動負債	262	
固定資産	2,842			
合計	4, 476	合計	262	

(ii) 重要な会社分割(原料アルコール販売事業の会社分割)

(当社の第一アルコール株式会社に対する吸収分割について)

(a) 会社分割の内容

当社は、平成19年7月より、企業価値を最大化すべくキリングループ各社との提携を進め、原料アルコール業界内での競争優位性を確保してプレゼンスを向上するとともに、キリングループ内におけるシナジー最大化を当社において享受し、当社の企業価値を最大化することを目的として、平成22年7月1日を効力発生日として、簡易吸収分割により当社の原料アルコール販売事業を当社の100%子会社である第一アルコール株式会社(以下「第一アルコール社」といいます。)に承継させました。

(b) 分割した部門の経営成績

(単位 百万円)

			原料アルコール販売事業部門 (a)	当社 平成21年12月期実績 (b)	比率 (a/b)
売	上	高	4, 655	80, 506	5.8%

(c) 分割した資産、負債の項目及び金額

(単位 百万円)

資	産	負債		
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額	
流動資産	1, 490	流動負債	12	
固定資産	100			
合計	1, 591	合計	12	

<参考情報>

(協和発酵バイオ株式会社の第一アルコール社に対する吸収分割について)

(a) 会社分割の内容

第一アルコール社は、平成22年7月1日を効力発生日として、吸収分割によ

り協和発酵バイオ株式会社の原料アルコール販売事業を承継しました。

(b) 第一アルコール社が承継した部門の経営成績

(単位 百万円)

			協和発酵バイオ株式会社の原料 アルコール販売事業部門 (a)	協和発酵バイオ株式会社 平成21年12月期実績 (b)	比率 (a/b)
売	上	高	7, 805	42, 313	18.4%

(c) 第一アルコール計が承継した資産、負債の項目及び金額

(単位 百万円)

資	産	負	債
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
固定資産	1, 462	流動負債	11
合計	1, 462	合計	11

(iii)水産飼料事業部における不適切な取引

当社水産飼料事業部において不適切な取引が行われていた疑いが平成22年5月に生じ、その実態及び損失額を調査するため、同年5月21日に社内調査委員会(委員長:取締役社長 植木 宏)を設置いたしました。同委員会の調査により、同事業部において、過年度からサンプル品出荷の費用未計上、売上計上期の操作などの不適切な会計処理や、架空販売、架空製造、これらを組み合わせた循環取引などの不正行為が継続して行われていたことが明らかになりました。また、当該不正行為を隠蔽するため、内部統制証跡の偽装やダミー品による在庫数量偽装などが行われていたことが明らかになりました。

これにより当社は、当該不適切会計処理及び不正行為の決算への影響額を調査し、これらが本来処理されるべきであった決算期に遡って決算の訂正を行うことといたしました。これらの決算訂正により、平成17年12月期第1四半期から平成22年12月期第2四半期までの損失処理による影響額は合計約64億7千9百万円となります。また、この決算訂正の結果として過年度における繰延税金資産の回収可能性に関する判断、固定資産減損会計適用等に関する判断を見直しました。これらの決算訂正により、平成17年12月期第1四半期から平成22年12月期第1四半期までのその他会計上の影響額は合計約18億7千2百万円となり、損益影響額の合計は約83億5千1百万円となりました。

これらの決算訂正により、平成17年12月期中間期から平成22年12月期第1四半期までの有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書の訂正を行いました。

今般の訂正による過年度業績への影響の概要につきましては、以下の通りです。 訂正の詳細につきましては、平成22年8月12日に提出した有価証券報告書、半期 報告書、四半期報告書の訂正報告書をご参照下さい。

要因別の損益影響額(連結)

(単位:百万円/プラスが損失)

				2008年度		2010年度		
内訳	2005年度	2006年度	2007年度		2009年度	第 1 四半期	第2 四半期	合計
(1)架空製造・架空仕 入に対する支払額	226	129	30	1,625	3, 747	1, 261	752	7, 769
(2)架空の売上・原材 料有償支給による回 収額	△218	△106	23	△908	△2, 917	△884	△187	△5, 197
(3)売上高の修正額		233	271	1, 912	2, 743	677	△256	5, 579
(4)売上原価の修正額	8	△53	△159	△781	△1,623	△466	146	△2, 930
(5)棚卸資産評価損					356			356
(6)売掛金残高に対する引当				184	213		18	415
(7)潜在債務							314	314
(8)販管費修正				△24	△16	13	7	△21
(9)過年度損益修正損	194							194
合計	210	202	165	2,007	2, 502	600	793	6, 479

その他の会計上の影響額

						2010	年度	
内訳	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	第 1 四半期	第2 四半期	合計
減損損失及び固定資 産除却損				734	△314			420
法人税等調整額			1, 917	△706	△42	282		1, 452
訂正損益合計			1, 917	27	△355	282		1,872

以 上

ኦ	モ	

メ	ŧ		

メ	ŧ		

メ	ŧ		

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

※開催場所が本年3月の第93回定時株主総会と異なりますのでご注意下さい。

会 場 ニューピアホール

東京都港区海岸一丁目11番1号 ニューピア竹芝ノースタワー1F 電話 03-3578-0041



≪交通のご案内≫

◆東京臨海新交通ゆりかもめ 竹芝駅下車 東出口より徒歩2分

◆都営地下鉄大江戸線・浅草線 大門駅下車 B1出口より徒歩10分

(お知らせ)

駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますよう お願い申し上げます。